

第 388 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 7 日 14 時 00 分～15 時 40 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 5 年 11 月 27 日
4. 告示年月日 令和 5 年 11 月 27 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源
(事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、大崎係長
6. 欠席者 豊田 功己、吉田 栄
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
第 2 号議案 対馬海区漁場計画の変更（案）について（諮問）
第 3 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて（諮問）
第 4 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて（諮問）
第 5 号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

9. その他

10. 議事

(14 時 00 分 開始)

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | ただ今より、第 388 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。 |
| 会 長 | (会長挨拶) |
| 会 長 | それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。 |
| 事務局 | <p>本日は、豊田委員、吉田委員から欠席の連絡があっておりますが、定員 10 名中、8 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>また本日は、第 5 号議案において説明をするため漁港漁場課から、第 1 号議案及びその他において説明をするため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。</p> <p>漁港漁場課 山下係長でございます。</p> <p>対馬振興局水産課 中村主事でございます。濱口技師でございます。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「二宮委員」と「神田委員」にお願いします。</p> |

会 長	今回の議題は、お手元の資料のとおり、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）、第2号議案 対馬海区漁場計画の変更（案）について（諮問）、第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）、第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、第5号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について、その他（1）令和5管理年度における「まあじ」の追加配分について、（2）令和5管理年度における「まさば」及び「ごまさば」の追加配分についてとなっております。
会 長	それでは、第1号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文が2件きておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 （諮問文朗読2件）、 なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。 （局水産課より概要説明）
会 長	公聴会の開催時刻になりましたので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、委員会を休会します。 （委員会休会 14 時 15 分） （公聴会開会 14 時 15 分） ※委員会再開 （委員会再開 14 時 15 分）
事務局	（事務局より引き続き概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
阿比留委員	これは毎年議案に上がっているが、仮に2年とか3年とか延長できないのか。委員会に毎年必ずかけないといけないものか。
事務局	今おっしゃられたのが、潜水機漁業の件だと思われませんが、こちらにつきましては、漁業法改正の折に、許可の方針に継続の許可の対象になるものについては、こういった形で公示せずに、許可の期間が切れる3か月前から、更新の手続きが行えることになっておりますが、潜水漁業につきましては、毎年更新で継続の対象としないと整理をされているものでございます。 今後、特に問題がないということになれば見直しというのも考えられると思いますが、今の段階におきましては、毎年更新で毎回新規扱いというような整理をさせていただいております。

阿比留委員	分かりましたが、仮にはえ縄式のあなごかごであれば、共同漁業権内で許可するものですから、共同漁業権と一緒に仮に5年でやれるようにするで あるとか、そういうことも必要かと思いますので、検討をよろしくお願いします。
事務局	はえ縄式の雑魚かごとあなごかごについては5年の許可です。ただ、今回 は一斉更新した後の新たな申請となりますので、許可の終期は一斉更新と 同じとなり、期間が短くなります。
阿比留委員	分かりました。
神田委員	一号議案の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示の中で、かご漁業は上 対馬町漁協、潜水器が峰町東部漁協と上対馬南漁協ですが、この許可を営 む者の資格については、「長崎県対馬市に住所を有する者」となっておりま すが、これは各漁協の行使規則の中では個人である組合員ということです よね。
事務局	行使規則は各組合によって書きぶりが変わる場合があります。
神田委員	その整合性はともかく、対馬市の住所があれば仮に申し込んでも、漁協の 行使規則の中ではあくまで個人である組合員という条件ですから、ほかの 組合員の方が申し込んでも許可は出せないということですよ。
事務局	今回の立て縄式雑魚かご漁業等ですが、漁業を営む者の資格として「長崎 県対馬市に住所を有する者」があります。共同漁業権内の免許漁業の場合 は、神田委員のご発言のとおりとなるかと思いますが、共同漁業権内の知 事許可漁業を申請する場合は、共同漁業権免許者の同意書が必要です。共 同漁業権の免許者が認めれば他地区の者も、免許が可能です。
	通常漁協にはですね、いわゆる第二種共同漁業権の中に、かご漁業など があるのですが、上対馬町漁協にはない。そのため、県が許可を出さない といけないという事で毎回お諮りしています。
神田委員	行使規則ではなくて、許可漁業になる訳ですか。
事務局	第二種共同漁業権に入っていないので、そうなります。10年に一回の切り替 えの時に修正できればよかったのですが、出来ていないので、しばらくは この手続きが続きます。よろしくお願いします。
植木委員	許可の制限で3件上がっているが上の2つは同じ許可のようだが、一番下 の許可は、同時に使用できるかごの数が300本超えてはならないとか制 限が色々あるのですが、同じ許可でなぜ違うのか。
事務局	3番目の許可ははえ縄式アナゴかご漁業です。上の2つは雑魚かご漁業で 漁業の内容が異なります。

植木委員	わかりました。
阿比留委員	この雑魚かごは何個までですか。
事務局	立て縄式は 10 個、はえ縄式は 30 個。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 1 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。 続きまして、引き続き、第 2 号議案「対馬海区漁場計画の変更（案）」について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 まず、資料をご覧ください。 （諮問文朗読） （事務局より概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
阿比留委員	県はこのようなことは忘れないようにしてもらいたい。うちの漁協に正しく影響があった案件です。今後は注意して頂きたいと思います。
事務局	こちらの方、今回の変更の理由が、当初一斉切り替えの時に入れておくべきものを見落としていたという事で関係漁協にご迷惑をおかけしているところではございますが、手続き等につきましては慎重に審査をしてミス等がないようにしたいと思っています。
阿比留委員	はい。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 2 号議案「対馬海区漁場計画の変更（案）」について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）

会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第3号議案 「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 まず、資料をご覧ください。 （諮問文朗読） （事務局概要説明）
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	（質疑応答）
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」については、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第3号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。
会 長	続きまして、第4号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 まず、資料をご覧ください。 （諮問文朗読） （概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
神田委員	かたくちいわしとうるめいわしが TAC 魚種の対象となる話ですが、うちはまき網があるが、今までデータをイワシとまとめて取っていた。選別については市場にあげた時、うるめいわしでいくら、まいわしでいくらと量が出てくるので、大きな問題になるようなことは考えられないと思いますが、どう考えていますか。

事務局	はい。今回、かたくちいわしとうるめいわしが TAC で数量明示される特定魚種に指定されることで、それぞれの魚種で報告していただく事になります。対馬については、まき網はおそらく県のまき網組合が数量の管理をするので、そちらから説明があるかと思います。ただ今回のステップ 1 は採捕停止がない状況で、どういった課題があるかを確認するというのが目的になっています。実際に管理が始まった以降、色々と意見が出てくるかと思いますが、県に上げて頂きたいと思います。
植木委員	イワシの資源管理に対して一言言いたいのはシラス、ちりめんについてです。小さいシラスが、大人になったら、どれくらいの重量になるかを考慮して、イワシの資源管理では必ず入れないといけないと思います。県にそういう要望を出してもらえればいいかと思います。
事務局	シラスが資源管理対象として、今回は外れていますが、国の説明によるとシラスを対象とする漁業が一部地域で限定的に行われており、成長の進んだ魚を対象とする漁業とは実態が大きく異なること。資源評価上のシラスより大きなサイズの漁獲をコントロールする事で資源管理の効果が見込まれると評価されているので、対象とされていないとの説明を受けております。
植木委員	シラスの漁獲努力量について言及されていますが、現状よりも増やさないというのは資源管理にならないと思います。
事務局	シラスにも TAC 設定をしないといけないのではないのかということについて、これまで本県も含めて色々な県が議論、注意等を各種会議の中でして来ております。最終的な水研の判断等は、先ほど申したような定義で行っています。各県は懸念を持って注視しながらやっているということを、国や水研にも伝えているので、これから TAC がステップも踏みながら進んでいく中で、このような懸念が具現するような時は、きちっと我々としても意見をしていきたいと思っています。
植木委員	わかりました。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 4 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案のとおり設定して差し支えない旨、回答することに、ご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第 4 号議案は原案どおり設定して差し支えない旨、回答することに決定します。 続きまして、第 5 号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局	知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 （諮問文朗読）、 なお、内容については漁港漁場課の担当が説明します。 （漁港漁場課より概要説明）
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	厳原沖のマウンド魚礁は何割くらい出来上がってますか。
事務局	来年度の完成を目指し整備中ですが、石材が足りないとの不安要因もあり、あくまでも予定として認識ください。国営の方は佐須奈ヤードにブロックを積んでおります。ブロックは約8割近く進んでいるところでございます。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第5号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は、支障なしとして、回答することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第5号議案については、支障なしとして、回答することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。続きまして、「その他」といたします。 その他（1）「令和5管理年度における「まあじ」の追加配分について」、事務局の説明を求めます。
事務局	（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	（なし）
会 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	（なし）
会 長	ご意見等ないようですので、 その他（2）「令和5管理年度における「まさば」及び「ごまさば」の追加配分について」、事務局の説明を求めます。
事務局	（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 他にご意見等ございませんか。

(なし)

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

(なし)

会 長 それでは、以上をもちまして、第 388 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

(15 時 40 分 終了)